

令和8年度の学校給食費について【小学校】

稲美町教育委員会

1. 学校給食費の単価について

物価高騰により食材や油・調味料等の価格が高騰し現在の給食費では給食の質と量を維持し、提供することが困難な状況のため、令和4年度以降、学校給食食材物価上昇分支援交付金により不足する分を町が負担してきました。

令和8年度からは、食材費と国・県の給食費負担軽減交付金の差額を町が負担することにより、小学校給食を無償化とします。そのため保護者負担はありません。

今後も、安全・安心で、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供するため、より一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和8年度	(1食あたりの金額)
保護者負担額	
0円	



2. 特別な場合の学校給食の取扱いについて

(1) 学校給食の停止

次の要件にあてはまる場合は、「学校給食停止申請書」を学校に提出することで給食を停止できます。(下記「申請要件2」に該当する場合は、事前連絡として停止する3日前までに学校に電話等で連絡願います。)

【申請要件】	
1	食物アレルギー等の疾患があり、医師の診断書及び学校の決定を得た場合
2	入院などを理由とし、5日以上連続して学校給食を受けることができない場合 (理由を証する書類の提出を求める場合があります)



●留意事項

- 無償化のため保護者への負担はありませんが、食材の発注に影響するため、学校給食停止申請書を**必ず提出してください。**
- 給食を再開する場合は、「学校給食再開届」を学校に提出してください。

3. その他

学校給食費に関する詳細は、稲美町のホームページに掲載していますのでご覧ください。

- <問合せ先>
- 稲美町教育委員会
- 教育課 教育係
- TEL : 079-492-9149